

小野町結婚支援事業

新婚世帯の住居費や引越費用などを補助します

結婚に伴う新生活の経済的負担の軽減を図り、地域における少子化対策の強化を目的として、新規に婚姻した世帯に対し、住居費や引越費用などの補助を行います。

対象世帯

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された世帯のうち、次に掲げる要件のすべてに該当する世帯

- ①申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が小野町にあること。
- ②対象となる住居が小野町にあること。
- ③申請年度から起算して3年以上継続して、小野町に定住する意思があること。
- ④婚姻日に夫婦ともに年齢が39歳以下であること。
- ⑤他の公的制度による家賃補助などを受けていないこと。
- ⑥過去にこの要綱に基づく補助を受けていないこと(他の自治体の補助を含む)。
- ⑦町税等を滞納していないこと。
- ⑧暴力団員でないこと。

対象経費

婚姻に伴う住宅取得・賃貸借、引越、既存住宅増改築にかかる費用(令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に要した費用)

必要書類

- ①補助金交付申請書
- ②婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
- ③世帯全員の住民票
- ④所得証明書
- ⑤住宅取得・賃貸借・増改築にかかる契約書の写し
- ⑥住居費と引越費用の金額を確認できる書類(領収書など)など

補助金額

住居費と引越費用の合計額

【夫婦の所得の合計が400万円未満の場合】

限度：60万円

【夫婦の所得の合計が400万円以上の場合】

限度：30万円

申請期限

令和4年3月31日[Ⓜ]まで

詳しくは
お問い合わせ
ください

☎ 子育て支援課 ☎ 72-2212